登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三六、八一九号の一　笑楽福の笑ちゃん楽ちゃん福ちゃん　平成二十六年五月二十八日　絵画

右登録の原因
この著作物は、平成二十六年五月二十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
小笠原鈴代　大阪府東大阪市末広町九―七

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三六、八二〇号の一　こぶたとおウマ　平成二十五年七月十六日　美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十五年七月十六日に水色の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
藤田康文　埼玉県川口市芝中田一丁目二五番三―三〇六号ウィンベルデュエット川口

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三六、八四六号の一　最強・不労所得マニュアル　平成二十六年七月一日　言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十六年七月一日に不労所得王の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
野﨑宏人　東京都大田区田園調布一―二三―五―二〇二

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三六、八五五号の一　一から一〇までの数のしくみ表　平成十五年四月一日　編集著作物

右登録の原因
この著作物は、平成十五年四月一日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
尾藤アサコ　大阪府豊能郡豊能町ときわ台六―一五―三

登録番号　登録年月日　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
第三六、八七五号の二　日本人の感覚に適合させたチーズの品質評価システム　平成十六年九月二十日　編集著作物

右登録の原因
この著作物は、平成十六年九月二十日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
宮嶋望　北海道上川郡新得町字新得九番地一

**○農林水産省告示第千六百八十八号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県大島郡宇検村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百八十九号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百九十号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡中種子町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百九十一号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百九十二号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町江刈第二地割字江刈川一二八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百九十三号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村大北川字百三七二の一・三七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千六百九十四号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年十二月二日
農林水産大臣　西川　公也
一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため